

## 年金の現況届等に係る証明手数料免除に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大口町手数料条例（平成12年大口町条例第6号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号の規定に基づき年金の現況届等に係る証明手数料の免除に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「現況届等」とは、国民年金法（昭和34年法律第141号）等により現況確認のために発行され、あらかじめ必要事項が記載されているものをいう。

### (適用範囲)

第3条 この要綱は、条例第7条第2項第3号のうち、次に掲げる年金等の生存確認に該当するものに適用するものとする。

- (1) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金及び国民年金基金による年金
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び厚生年金基金による年金
- (3) 国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づく国家公務員等共済年金
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく地方公務員等共済年金
- (5) 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）に基づく私立学校教職員共済年金
- (6) 農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）に基づく農林漁業団体職員共済年金
- (7) 農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）に基づく農業者年金基金による年金

### (申請)

第4条 年金の現況届等の証明を受けようとする者は、現況届等により請求するものとする。

(証明)

第5条 町長は、前条の規定により申請を受理したときは、当該現況届等を住民票の記載事項と照合の上、証明するものとする。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成2年3月30日 大口町告示第29号)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日 大口町告示第51号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月26日 大口町告示第84号)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。